

就職氷河期世代職場実習・体験（インターンシップ）の実施に関する覚書

〇〇労働局（以下「甲」という。）と 〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が希望者（以下「丙」という。）に対し乙が提供する就職氷河期世代職場実習・体験（インターンシップ）（以下「インターン」という。）を実施するに当たり、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 このインターンは、丙に企業の現場を経験させ、インターンを通じて乙の業務内容等を実践的に実習すること及びその体験を丙の就職活動の一助にすることを目的とする。

（インターンの内容）

第2条 乙は、丙に対して、インターンの実施場所及び環境を用意し、丙がインターン中に従事する業務に精通した担当者を（作業指導者）として選任した上で実施するものとする。

2 インターンの具体的内容や実施期間、体験場所等のインターンの実施に必要な事項は、「就職氷河期世代職場実習・体験（インターンシップ）実施計画書」に基づき実施することとし、甲乙協議の上、丙の個別の実情に応じて決定する。

3 乙は、インターンに際し危険を伴う作業等を避けるとともに、安全配慮に十分留意した内容とする。

（インターン期間中の状況把握）

第3条 甲は、インターンの実施中、必要に応じてインターンの内容及び進行状況について、乙に報告を求め、必要に応じ、甲は、丙の不安除去等に努めるとともに、乙及び丙に必要なアドバイスを行う。

（インターンに関わる経費の負担）

第4条 乙は、丙に対して期間中の賃金、報酬、交通費及び手当等を支給しない。ただし、乙が丙に命ずるインターンの実施に係る必要な費用については、乙が負担する。

（誓約書）

第5条 甲は、丙がインターンに参加するに当たり遵守すべき事項を定めた誓約書に丙本人の記名をさせ、乙にその原本を提出する。

（受入条件等）

第6条 甲は、インターン期間中、丙に対し、甲乙の協議の結果別に定める場合を除き、乙に属する従業員と同等又はそれに準じた就業規則に従うよう義務付ける。

2 乙は、丙が本覚書に違反する行為を行った場合、直ちにインターンを終了させることができる。この場合、乙は、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

（インターン期間中及び通所による補償等）

第7条 丙のインターン期間中及び通所に際しての怪我等については、インターンに起因しない怪我等を除き、厚生労働省が加入する傷害保険により対応する（インターン全期間見学のみの場合を除く。）。また、インターンに起因する怪我等であっても、丙の故意・重過失による怪我等は、丙個人の責任とする。

2 インターン期間中、丙が故意又は重大な過失により乙又は第三者に損害を与えた場合は、甲は、丙の法律的損害賠償責任を担保するため厚生労働省が加入する損害賠償責任保険により、乙又は第三者に補償するものとする。

3 丙が自動車・原動機付自転車等の使用・管理中に起こした事故における賠償責任については、自動車保険で補償すべきものであり、厚生労働省が加入する損害賠償責任保険の対象外とする。

4 丙がインターン期間中に乙に損害を与えた場合、甲のインターンに関する指導に重大な過失がない限り、甲は、第2項に規定する補償責任を除き、一切の責任を負わない。

5 上記のほか、インターン期間中及び通勤に際して生じる厚生労働省が負う一切の法的責任において、その補償範囲については厚生労働省が加入する保険の補償範囲とする。

(機密保持義務)

第8条 甲は、丙がインターンを通じて知り得た乙並びに乙に関する相手方の業務上の機密及び個人情報を、インターン期間中及びインターン終了後においても、これを第三者（甲を含む。）に漏らしてはならないことを丙に義務付ける。

2 乙は、インターンを通じて知り得た丙に関する個人情報を、インターンの実施に必要な範囲で取り扱うとともに、第三者に漏らしてはならない（丙への就職支援を行うに当たり必要な情報を、乙及び丙の利用するハローワークに情報提供する場合を除く。）。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、法令に基づき次の各号を満たすものとする。

- 一 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険のうち、乙に加入が義務付けられているものへの加入
- 二 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他作業条件の整備

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上定めるものとする。

上記を証するため、正本2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 住所

鹿児島労働局職業安定部

職業安定部長 氏名

乙 住所

事業所名

代表者氏名